

# 小田原市国民健康保険条例の一部改正等について

## 1 背景

本市では、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延、拡大に対し、小田原市国民健康保険条例において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を定めました。

その後、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において五類感染症と位置付けられ、同日以降に罹患した者の休職等への傷病手当への国の財政支援も廃止されたことから、同条例に基づく傷病手当金の支給は令和8年11月10日以降行われないこととなりました。

しかし、今後も感染症法の一類感染症等の全国的かつ急速なまん延等に備える必要があると考えられることから、同条例の一部改正等を行うものです。

## 2 改正する条例等

- (1) 小田原市国民健康保険条例
- (2) 小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則

## 3 改正内容

傷病手当金の対象とする感染症を次のように変更します。

| 改 正 後                                                                              | 改 正 前        |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 国指定感染症(感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症等のうち、国が市町村に対して財政支援を講じたものに限る。) | 新型コロナウイルス感染症 |

## 4 施行予定日

公布の日（令和8年(2026年)12月下旬の予定）